

建築確認検査業務規程

第1章 総則

第1条	(趣旨)	この建築確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)は、 <u>株式会社東京建築検査機構(以下「TBTC」という。)</u> が、建築基準法(以下「法」という。)第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う事前確認相談等、建築確認、中間検査及び完了検査に関する業務(以下「確認検査業務」という。)の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。
第2条	(確認検査業務の基本方針)	確認検査業務は、法第6条第1項に定める建築基準関係規定によるほか、この業務規程により、公正、中立の立場で、厳正かつ適正に実施するものとする。
第3条	(事務所の所在地)	確認検査業務の事務所の所在地は、 <u>東京都中央区東日本橋1丁目1番4号東日本橋M1ビル</u> とする。
第4条	(確認検査業務を行う日時)	確認検査業務を行う時間は、休日を除き午前9時から午後5時30分までとする。 2 第1項の休日は、次のとおりとする (1)土曜日並びに日曜日 (2)国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日 (3)12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。) 3 第1項の確認検査業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に <u>TBTC</u> と建築主との間において確認検査業務を行うための日時を別に定めた場合はこれらの規程によらないことができる。
第5条	(指定の区分)	確認検査業務に係る指定の区分は、法第77条の18第2項に基づく指定資格検定機関等に関する省令(以下「指定機関等に関する省令」という。)第15条第1項第1号から第14号までとする。
第6条	(業務の区域及び範囲)	確認検査業務の区域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く)、神奈川県、山梨県、長野県の全域とする。 2 確認検査業務範囲は法第6条第1項の各号に規定する建築物、建築設備、及び工作物(以下「建築物等」という。)の確認、中間検査及び完了検査とする。 3 住宅金融公庫の設計審査及び検査の受託業務。 4 <u>TBTC</u> の代表者、担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計工事監理、施工を行う建築物等の確認検査業務は行わない。

第2章 確認審査の業務の実施方法

<p>第7条</p>	<p>(確認の申請)</p>	<p>建築主、設置者及び築造主（以下「建築主等」という。）は、法第6条の2第1項の規定により確認申請するときは、次の各号に掲げる図書（以下「確認申請関係図書」という。）のうち当該申請に係るものを提出するものとする。提出部数は、第1号から第7号については正副2部、第8号及び第9号については1部とする。</p> <p>(1) 確認申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> イ（建築物：法第6条の2第1項 TBTC-第1-1号様式） ロ（昇降機：法第87条の2において準用するとき TBTC-第1-2号様式） ハ（建築設備：法第87条の2において準用するとき TBTC-第1-3号様式） ニ（工作物：法第88条第1項において準用するとき TBTC-第1-4号様式） ホ（工作物：法第88条第2項において準用するとき TBTC-第1-5号様式） <p>(2) 指定機関等に関する省令第23条第1項第1号又は第2号に規定する図書のうち申請に係る計画の確認に要するもの</p> <p>(3) 法第68条の26の規定による国土交通大臣の認定書の写し（建築物・工作物で構造方法等の認定を受けたもの） （工作物で構造方法等の認定を受けて築造されるもの）</p> <p>(4) 通知書の写し（該当する場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 法施行規則（以下「規則」という。）第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 ロ 規則第10条の5に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 <p>(5) 地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（法の規定に基づく条例の規定に該当する場合に限る。）</p> <p>(6) 建築工事届（規則別記第40号様式）・建築物除却届（規則別記第41号様式）</p> <p>(7) 工場調書 (TBTC 第19号様式)</p> <p>(8) 建築計画概要書等</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 建築計画概要書（建築物：法第6条の2第1項 TBTC-第3-1号様式） ロ 建築計画概要書（昇降機・昇降機以外の建築設備： 法第87条の2において準用するとき TBTC-第3-2号様式） ハ 築造計画概要書（工作物：法第88条第1項・第2項において準用するとき TBTC-第3-3号様式） <p>(9) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等</p> <p>2 建築主等は前項の確認申請関係図書のうち、次に掲げる図書の提出期限を、TBTCが指定する日まで延期することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の構造耐力に関する国土交通大臣認定書等の写し、又は構造計算書。（指定機関等に関する省令第23条第1項第1号イ(2)） (2) 建築物が都市計画法、流通業務市街地の整備に関する法律及び宅地造成規制法の規定に適合していることを証する書面。（指定機関等に関する省令第23条第1項第1号チ） (3) 工作物が都市計画法の規定に適合していることを証する書面。（指定機関等に関する省令第23条第1項第2号二）
------------	----------------	--

		<p>3 第1項の申請は、あらかじめTBTCと協議した上でTBTCが指定する方法で、電子情報処理組織（TBTCの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と建築主等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を添えて提出することができる。</p>
第8条	（確認申請の引受及び契約）	<p>TBTCは、前条による確認申請関係図書の提出があったときは、次の各号について審査し、これを引き受けるものとする。</p> <p>(1) 確認申請のあった建築物等が法第6条の2第1項の規定に基づく確認審査対象であること。</p> <p>(2) 設計者が当該申請の設計資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。</p> <p>(3) 工事監理者が当該申請に係る建築物等の工事監理の資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。</p> <p>(4) 提出書類に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。</p> <p>(5) 確認申請の計画内容に明らかな瑕疵がないこと。</p> <p>2 前項の規定において確認申請関係図書に不備があるときは、TBTCは建築主等に補正を求め、補正がなされないときは引き受けない。この場合は理由を附し、確認申請関係図書を建築主等へ返却する。</p> <p>3 TBTCは、確認申請を引き受けたときは、建築主等へ引受承諾書（TBTC-第4号様式）を交付する。</p> <p>4 TBTCが建築主等の依頼により確認審査業務を引受けたときは別に定めるTBTC確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。</p>
第9条	（確認申請引受の建築主事への報告）	<p>確認審査業務を引き受けたときは、TBTCはその計画の概要について、速やかに確認申請引受報告書（TBTC-第2号様式）により建築主事へ報告する。</p>
第10条	（確認の実施）	<p>TBTCは、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。</p> <p>2 確認検査員は、指定機関等に関する省令第23条第1項第1号又は第2号の規定及びTBTCが作成した確認に関するマニュアルに基づき、確認申請関係図書により、前項の審査を行う。前項の審査にあたり法施行令第9条（以下「令」という）の建築基準関係規定に適合するかどうかの判断が困難であるときは、建築主等に対して当該部分が規定に適合していることを証する書類の提出を求めるなど、必要な措置を講じることができる。</p> <p>3 確認検査業務に従事する職員で確認検査員以外の者（以下「補助員」という。）は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行い、単独で確認業務を行うことはできない。</p>
第11条	（消防長等への同意等）	<p>TBTCは、法第93条第1項の規定により、消防同意依頼書（TBTC-第22号様式）に確認申請関係図書を添えて消防長等の同意を得るものとする。同条第1項ただし書きの確認申請を受理したときは、同条第4項の規定により通知書（TBTC-第10号様式）に確認申請関係図書を添えて通知する。</p>
第12条	（保健所長への通知）	<p>TBTCは、法第93条第5項の規定に係る確認申請書を受理したときは、通知書（TBTC-第11号様式）に確認申請関係図書を添えて、所轄保健所長へ通知する。</p>

第13条	(確認申請の 取り下げ)	<p>建築主等は、都合により確認済証の交付前に確認申請を取り下げ る場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届 (TBTC-第17号様 式) を TBTC に提出する。 TBTC は審査を中止し、提出された確認申請 関係図書を建築主等に返却する。</p> <p>2 TBTC は、前項の届を受理したときは建築主事への報告 (TBTC-第 20号様式) に届の写しを添えて建築主事へ報告する。</p>
第14条	(確認済証の交付)	<p>TBTC は、確認審査の結果建築基準関係規定に適合すると認めたと きは、法第6条の2第1項の規定により、確認済証(規則別記第15 号様式)を建築主等へ交付する。この場合、確認申請関係図書副本 を添えて行う。</p> <p>2 TBTC は、確認審査の結果、建築基準関係規定に適合すると認め られないときは確認済証を交付できない旨の通知書 (TBTC-第 6-1号様式) を建築主等に交付する。</p> <p>3 前項の交付を行うときは確認申請関係図書を建築主等に返却す る。</p>
第15条	(特定行政庁への 報告)	<p>TBTC は、確認済証を建築主等へ交付したときは、確認を行った日 から7日以内に報告書(規則別記第16号様式)に、建築計画概要書 等を添えて特定行政庁に報告する。</p>
第16条	(変更申請)	<p>建築主等は、確認済証の交付前に計画内容の変更が生じたときは 次の各号による。</p> <p>(1) 変更が規則第3条の2に規定する軽微な変更の場合、変更 に係る部分の図書を TBTC へ提出する。</p> <p>(2) 前号以外の変更は、改めて TBTC へ申請を行うものとする。</p> <p>(3) 建築主等は前号により契約する場合、第13条の規定により当 初の計画に係る確認申請を取り下げる。</p> <p>2 建築主等は、確認済証の交付後に計画内容に変更が生じたとき は次の各号による。</p> <p>(1) 変更が規則第3条の2に規定する軽微な変更の場合、軽微変 更報告書 (TBTC-第9号様式) 及びその変更に係る図書を TBTC へ提出する。</p> <p>(2) 前号以外の変更は、規則第1条の3第12項の規定により、 計画変更確認申請書を提出し、改めて TBTC へ申請を行うもの とする。この場合、第7条から前条までの規定を準用する。 計画変更確認申請書(変更に係る部分に限る)</p> <p>イ(建築物:法第6条第1項 TBTC-第5-1号様式)</p> <p>ロ(昇降機:法第87条の2において準用するとき TBTC-第5-2号様式)</p> <p>ハ(昇降機以外の建築設備:法第87条の2において準用する とき TBTC-第5-3号様式)</p> <p>ニ(工作物:法第88条第1項において準用するとき TBTC-第5-4号様式)</p> <p>ホ(工作物:法88条第2項において準用するとき TBTC-第5-5号様式)</p> <p>(3) 前号の変更における確認申請関係図書及びその提出部数は、 次に掲げる場合に応じて TBTC へ提出する。</p> <p>イ 当該計画の変更に係る直前の確認を TBTC から受けている 場合は、変更に係る部分の図書正副2部</p> <p>ロ 当該計画の変更に係る直前の確認を TBTC 以外の者から受 けている場合は、業務規程第7条第1項第1号から第7号 の図書正副2部、同項第8号及び第9号の証明書等1部 及び当該直前の確認に要した図書1部(変更に係る部分 に限る。)</p> <p>(4) TBTC は、確認審査の結果建築基準関係規定に適合していると 認めたときは、法第6条の2第1項の規定により、確認 済証(規則別記第15号様式)を建築主等へ交付する。こ の場合、確認申請関係図書副本を添えて行う。</p>

第17条	(建築主等の変更等)	<p>建築主等は、確認等を受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等を変更するときは、建築主等変更届 (TBTC-第12号様式) に、確認済証を添えて工事完了前に TBTC に提出する。</p> <p>2 建築主等は、確認申請書を提出するとき、工事監理者を定めていないときは工事に着手する3日前までに、工事監理者を変更したときは変更した日から3日以内に、工事監理者(変更)届 (TBTC-第13号様式) に確認済証を添えて TBTC へ提出する。</p> <p>3 建築主等は、確認申請書を提出するとき、工事施工者を定めていないときは工事に着手する3日前までに、工事施工者を変更したときは変更した日から3日以内に、工事施工者(変更)届 (TBTC-第14号様式) に確認済証を添えて TBTC へ提出する。</p> <p>4 建築主等は確認等を受けた建築物等の工事を取りやめようとするときは、TBTC に工事取りやめ届 (TBTC-第18号様式) に確認済証を添えて提出する。</p> <p>5 TBTC は、前4項の規定による確認済証を、前4項の届の受付から7日以内に建築主等へ返却する。</p> <p>6 TBTC は第1項から第4項までの届を受理したときは、建築主事への報告書 (TBTC-第20号様式) に各届の写しを添えて建築主事に報告する。</p>
------	------------	--

第3章 中間検査の業務の実施方法

第18条	(中間検査の申請及び申請書等の様式)	<p>建築主等は、特定行政庁が指定した特定工程に係る工事について法第7条の4の規定により中間検査の申請をするときは、次の各号に掲げる図書（以下「中間検査申請関係図書」という。）を工事終了予定日の7日前までに TBTCへ提出する。提出部数は、第1号については2部、第2号から第5号までは1部とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)中間検査申請書 (TBTC-第8号様式) (2)指定機関等に関する省令第23条第1項第3号に規定する図書のうち工事中の建築物等の中間検査に要するもの (3)申請に係る建築物等の確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認）に要した図書 (4)確認済証の写し (5)工事施工計画報告書 (TBTC-第15号様式)及び試験、検査、その他施工状況等を記載した報告書 (TBTC-第16号様式) <p>2 当該申請に係る建築物等の確認を行った者が TBTCである場合には、建築主等は、第1項第3号及び4号に規定する図書の提出を要しない。</p> <p>3 第1項の申請は、あらかじめ TBTCと協議した上で TBTCが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクを添えて提出することができる。</p>
第19条	(中間検査申請の引受及び契約)	<p>TBTCは、前条各号の中間検査申請関係図書の提出により中間検査の申請があった場合、次の各号について審査し支障がないときは、これを引き受けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)申請のあった建築物等が法第6条の2第1項の規定に基づく確認審査対象であること。 (2)工事監理者が当該申請に係る工事中の建築物等の工事監理の資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。 (3)提出書類に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。 (4)中間検査申請書と確認済証の交付を受けた確認申請書等の記載内容に相違がないこと。 <p>2 前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備があるときは、TBTCは建築主等に補正を求め、補正がなされないときは引受けない。この場合は理由を附し、中間検査申請関係図書を建築主等へ返却する。</p> <p>3 TBTCは第1項により申請を引き受けたときは、引受承諾書 (TBTC-第4号様式)を建築主等に交付する。</p> <p>4 TBTCが建築主等の依頼により、中間検査業務を引受けたときは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。</p>
第20条	(中間検査引受証の交付)	<p>TBTCは、中間検査を引き受けたときは、中間検査引受証（規則別記第29号様式）を建築主等へ交付する。</p>
第21条	(建築主事への通知)	<p>TBTCは、中間検査引受通知書（規則別記第30号様式）により中間検査の引受けを行った日から4日以内に建築主事へ通知する。</p>

第22条	(中間検査の実施)	<p><u>TBTC</u>は、検査の対象となる工事が終了した日から4日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。</p> <p>2 確認検査員は、指定機関等に関する省令第23条第1項第3号及び<u>TBTC</u>が作成した中間検査に関するマニュアルに基づき、前項の検査を行う。</p> <p>3 確認検査員は、前2項の検査にあたり、当該申請に係る工事中の建築物等が令第9条の建築基準関係規定に適合するかどうかの判断が困難である部分があるときは、建築主等、工事監理者又は工事施工者に対して、当該部分が規定に適合していることを証する書類の提出を求めると、必要な措置を講じることができる。</p> <p>4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行い、単独で中間検査業務を行うことはできない。</p>
第23条	(中間検査の結果)	<p><u>TBTC</u>は、前条の検査の結果、建築基準関係規定に適合しているときは、中間検査合格証(規則別記第31号様式)を建築主等へ交付する。</p> <p>2 <u>TBTC</u>は、当該工事の中間検査の結果が建築基準関係規定に適合すると認められないときは、中間検査合格証の交付できない旨の通知書(<u>TBTC-第6-3号様式</u>)を建築主等へ交付する。</p> <p>3 前2項の交付は、第19条第1項第3号に掲げる図書の提出を求めた場合にあつては、当該図書を建築主等へ返却する。</p>
第24条	(中間検査の申請の取り下げ)	<p><u>建築主</u>等は、都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げるときは、その旨及び理由を記載した取り下げ届(<u>TBTC-第17号様式</u>)を<u>TBTC</u>に提出する。<u>TBTC</u>は検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。</p> <p>2 <u>TBTC</u>は、前項の届を受理したときは建築主事への報告(<u>TBTC-第20号様式</u>)に届の写しを添えて建築主事へ報告する。</p>
第25条	(特定行政庁への検査結果の報告)	<p><u>TBTC</u>は、法第7条の4第6項の規定により検査結果を、当該検査を行った日から7日以内に中間検査結果報告書(規則別記第32号様式)により特定行政庁に報告する。</p>

第4章 完了検査の業務の実施方法

第26条	(完了検査の申請及び申請書等の様式)	<p>建築主等は、法第7条の2の規定に基づき完了検査の申請するときは、次の各号に掲げる図書（以下「完了検査申請関係図書」という。）を工事完了予定の7日前までにTBTCへ提出する。提出部数は、第1号については2部、第2号から第5号までは1部とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 完了検査申請書（TBTC-第7号様式） (2) 指定機関等に関する省令第23条第1項第3号に規定する図書のうち完了検査に要するもの (3) 申請に係る建築物等の確認（確認を受けた建築物等の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）に要した図書 (4) 確認済証及び中間検査合格証の写し (5) 工事施工計画報告書（TBTC-第15号様式）及び試験、検査、その他施工状況等を記載した報告書（TBTC-第16号様式） <p>2 当該申請に係る建築物等の確認、確認済証及び中間検査合格証の交付を行った者がTBTCである場合においては、建築主等は、第1項第3号及び4号に規定する図書の提出を要しない。</p> <p>3 第1項の申請は、あらかじめTBTCと協議したうえでTBTCが指定する方法で、電子情報処理組織又は磁気ディスクを添えて提出することができる。</p>
第27条	(完了検査申請引受及び契約)	<p>TBTCは、前条各号の完了検査申請関係図書の提出により完了検査の申請があった場合、次の各号について審査し支障がないときはこれを引き受けるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請のあった建築物等が法第6条の2第1項規定に基づく確認審査対象であること。 (2) 工事監理者が当該申請に係る建築物等の工事監理の資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。 (3) 提出書類に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。 (4) 完了検査申請書と確認済証の交付を受けた確認申請書等の記載内容に相違がないこと。 <p>2 前項において、完了検査申請関係図書に不備があるときは、TBTCは建築主等に補正を求め、補正がなされないときは引き受けない。この場合は理由を附し、完了検査申請関係図書を建築主等へ返却する。</p> <p>3 TBTCは、第1項により申請を引き受けたときは、建築主等へ引受承諾書（TBTC-第4号様式）を交付する。</p> <p>4 TBTCが建築主等の依頼により完了検査業務を引受けたときは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。</p>
第28条	(完了検査引受証の交付)	<p>TBTCは、完了検査を引き受けたときは、完了検査引受証（規則別記第22号様式）を建築主等へ交付する。</p>
第29条	(建築主事への通知)	<p>TBTCは、完了検査引受通知書（規則別記第23号様式）により完了検査引受証を交付した日から7日以内に建築主事へ通知する。</p>

第30条	(完了検査の実施)	<p>TBTCは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内に、申請に係る工事が建築基準関係規定に適合するかどうか検査を確認検査員に実施させる。</p> <p>2 確認検査員は、指定機関等に関する省令第23条第1項第3号及びTBTCが作成したマニュアルに基づき、前項の検査を行う。</p> <p>3 確認検査員は、前2項の検査にあたり、当該申請に係る工事中の建築物等が令第9条の建築基準関係規定に適合するかどうかの判断が困難である部分があるときは、建築主等、工事監理者又は工事施工者に対して、当該部分が規定に適合していることを証する書類の提出を求めるなど、必要な措置を講じることができる。</p> <p>4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な作業を行い、単独で完了検査業務をおこなうことができない。</p>
第31条	(完了検査の結果)	<p>TBTCは、前条の検査の結果、建築基準関係規定に適合しているときは、検査済証(規則別記第24号様式)を建築主等へ交付する。</p> <p>2 TBTCは、当該工事の完了検査の結果、建築基準関係規定に適合すると認められないときは、検査済証の交付できない旨の通知書(TBTC-第6-2号様式)を建築主等へ交付する。</p> <p>3 前2項の交付は、第28条第1項第3号に掲げる図書の提出を求めた場合にあつては、当該図書を添え建築主等へ返却する。</p>
第32条	(完了検査の申請の取り下げ)	<p>建築主等は、都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げるときは、その旨及び理由を記載した取り下げ届(TBTC-第17号様式)をTBTCに提出する。TBTCは検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。</p> <p>2 TBTCは、前項の届を受理したときは建築主事への報告(TBTC-第20号様式)に届の写しを添えて建築主事へ報告する。</p>
第33条	(特定行政庁への検査結果の報告)	<p>TBTCは、法第7条の2第6項の規定に基づき検査結果を、当該検査を行った日から7日以内に完了検査結果報告書(規則別記第25号様式)により特定行政庁に報告する。</p>

第5章 確認検査員等

第34条	(確認検査員の配置)	<p>確認検査業務に関わる確認検査員の配置は、設計・工事監理業、建設業、不動産業並びに建築材料、設備の製造、供給及び流通業を兼業しない常時雇用職員を2名以上を置く。</p> <p>2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、指定機関等に関する省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行うこととする。</p> <p>3 TBTCの代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、確認、中間検査及び完了検査の申請件数が一時的に増加するなど、適切に確認検査業務を行うことが困難となった場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員(非常勤の確認検査員を含む)を雇用する等の適切な措置を講ずることとする。</p>
第35条	(確認検査員の選任と解任)	<p>代表取締役は、確認検査業務を行うため、規則第10条の8の規定により登録した者から確認検査員を選任する。</p> <p>2 前項の確認検査員は、法第77条の37の欠格項に該当せず、かつ確認検査員としてふさわしい者でなければならない。</p> <p>3 代表取締役は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。</p> <p>(1)法第77条の24の第4項の規定により国土交通大臣の解任命令があったとき。</p> <p>(2)法第77条の40の規定により国土交通大臣の登録の削除があったとき。</p> <p>(3)前各号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(4)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。</p> <p>(5)確認検査員が設計・工事監理業、建設業、不動産業及び建築材料・設備の製造、供給及び流通業を兼務するに至ったとき。</p> <p>4 代表取締役は、前項により確認検査員を解任した場合にあっては、必要に応じて確認検査員を選任する。</p> <p>5 TBTCは、法77条の24第3項の規定に基づき、指定確認検査機関の確認検査員選任届出書(別記第6号様式)を国土交通大臣へ提出する。</p>
第36条	(確認検査業務の実施体制)	<p>TBTCは確認検査業務に従事する職員、第34条の確認検査員を含め補助員を、業務に必要な人数配置する。</p> <p>2 TBTCは、第1項に定めた確認検査員を、設計・工事監理業、建設業、不動産業並びに建築材料、設備の製造、供給及び流通業を兼業させない。</p> <p>3 第1項の補助員の数は、前年度の確認、中間検査及び完了検査の実績に応じ、指定確認検査機関指定準則第2の規程により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行うこととする。</p> <p>4 確認検査員及び補助員は、自己が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物の確認検査業務は行わないものとする。</p>
第37条	(確認検査員等の身分証の携帯)	<p>確認検査員等は、建築物等、建築物の敷地等に立ち入る場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>2 前項の身分を示す証明書は、確認検査員については身分証(TBTC-第23号様式)、補助員についてはTBTCの職員証とする。</p>

第6章 雑 則

第38条	(手数料の収納等)	建築主等は、手数料を、引受承諾書に定める支払期日までに、 <u>TBTC</u> の指定する銀行口座に振込みの方法により支払うものとする。 ただし、緊急を要するときは、協議の上別の方法によることができる。 2. 前項の振込みに要する費用は、甲の負担とする。						
第38条の2	(手数料の減額)	同一設計事務所又は建築主等の申請手数料については、前年度の確認申請件数実績により減額することが出来る。 2. 前項の確認申請件数実績とは、建築基準法第6条第1項各号の建築物を対象とし、計画変更申請件数は含まないものとする。						
第39条	(秘密の保持)	<u>TBTC</u> の役員及びその職員並びにこれらの職であった者は、確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。						
第40条	(指定区分等の掲示)	<u>TBTC</u> は、第5条及び第6条に定めた指定の区分、業務の区域及び範囲のほか、指定機関に関する省令第27条の規定に定める事項を別記9号様式により事務所に掲示する。						
第41条	(帳簿及び図書の保存期間)	保存期間は次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="587 898 1406 1301"> <thead> <tr> <th>文 書 区 分</th> <th>保 存 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)法第77条の29に規定する帳簿</td> <td><u>TBTC</u>が確認検査業務を廃止するまで</td> </tr> <tr> <td>(2)指定機関等に関する省令第23条に規定する図書を含む確認申請関係図書、中間検査申請関係図書、完了検査申請関係図書、及び引受承諾書の控え</td> <td>法第6条の2第3項、法第7条の2第6項又は第7条の4第6項(法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する報告を行った日から5年間</td> </tr> </tbody> </table>	文 書 区 分	保 存 期 間	(1)法第77条の29に規定する帳簿	<u>TBTC</u> が確認検査業務を廃止するまで	(2)指定機関等に関する省令第23条に規定する図書を含む確認申請関係図書、中間検査申請関係図書、完了検査申請関係図書、及び引受承諾書の控え	法第6条の2第3項、法第7条の2第6項又は第7条の4第6項(法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する報告を行った日から5年間
文 書 区 分	保 存 期 間							
(1)法第77条の29に規定する帳簿	<u>TBTC</u> が確認検査業務を廃止するまで							
(2)指定機関等に関する省令第23条に規定する図書を含む確認申請関係図書、中間検査申請関係図書、完了検査申請関係図書、及び引受承諾書の控え	法第6条の2第3項、法第7条の2第6項又は第7条の4第6項(法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する報告を行った日から5年間							
第42条	(帳簿及び図書の保存方法)	確認審査、中間検査及び完了検査の申請書類は、審査のため特に必要のある場合を除き事務所に保管するものとし、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。 2 前条に掲げる帳簿等の保存は、确实、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。 3 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び第2号に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されているときは、当該ファイル又は磁気ディスクの保存にて行うことができる。						
第43条	(事前確認相談等)	<u>TBTC</u> に確認審査、中間検査及び完了検査を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、 <u>TBTC</u> に事前に相談することができる。						
第44条	(電子情報処理組織に係る情報の保護)	<u>TBTC</u> は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。						
	(附則)	この建築確認検査業務規程は、平成14年4月1日から施行する。						